

## 事業場における治療と職業生活の 両立支援のためのガイドライン

労働者が、がん等の病気になってしまった時、無理なく働き続けてもらうためには、どうすれば良いのだろうか・・・。



※多くの事業者が、がん等の病気を抱える従業員への対応の仕方に苦慮している状況があります。

最近では、がん等の病気になっても、治療技術の進歩等により治療をしながら働き続ける人が増えています。

しかし、事業場において治療に対する配慮や適切な措置がなければ、労働者が治療と両立して働き続けることは難しくなってしまいます。

ガイドラインでは、疾病を抱える労働者が治療と職業生活を両立できるように、事業場で必要となる支援の取組方法等をまとめています。



### 治療と職業生活の両立支援の大切さ

- 疾病を抱える労働者が、業務によって疾病が悪化することのないよう、治療と職業生活の両立のために必要となる、一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、「**労働者の健康確保対策**」として位置づけられます。

厚生労働省ホームページでは、ガイドライン本文のほか、**すぐに使える様式例**や**治療と職業生活の両立支援に役立つ様々な情報**を掲載しています。

治療と職業生活の両立 厚生労働省

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

「**埼玉産業保健総合支援センター**」（独立行政法人労働者健康安全機構）では、

これから両立支援に取り組む企業等の依頼を受けて、両立支援促進員（社会保険労務士、産業カウンセラー等の専門家）が事業場を訪問し、制度導入の支援等の様々な支援を無料で実施しています。

電話：048-829-2661（ご利用時間 平日8時30分～17時15分）



埼玉労働局・労働基準監督署